
プロジェクト 保険契約
項目 第 33 回保険契約専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 33 回保険契約専門委員会（2019 年 9 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

コメント文について聞かれた意見

本文について

2. 国際的に共感が得られ、かつ、何らかの解決策が示せるものに限って懸念を紹介するという ASBJ 事務局の提案はリーズナブルである、と考える。修正を限定的に行い、最終化も遠からず早めに行うという意味で、1 年の延期が適当であると考えていることを示すということは意味があると考えている。（利用者）
3. 「1 年の延期は合理的であると考えている」ところに、「2020 年 6 月頃までに基準が最終化されること」という条件を付けてはどうか。（監査人）
4. 「1 年の延期が合理的であると考えている」の理由として、修正の範囲が限定的というのは論拠として弱いのではないかと。（作成者）
5. ASBJ としては今回の修正 ED に基本的に同意できるが、一部の関係者からの懸念を紹介するというスタンスであるならば、より幅広く懸念を紹介してもよいのではないかと。（作成者）
6. IASB の修正に全体的に同意できるとしてしまうと、その後で述べる関係者の懸念が分析されないのではという懸念がある。特定の項目を除き同意できる等の記載にするのはどうか。（監査人）

別紙について

7. 修正 ED における「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約」のワーディングに問題がある。サープラス型が対象外になる等の懸念があるが、IASB は再保険に詳しくない印象もあるので、コメントする場合は具体的なワーディングを示す必要があるのではないかと。（作成者）

8. 質問 10「用語法」についての記載の中で、投資要素に関する末尾で「その解釈で良いのなら」とあるが、このフレーズは削除してもよいのではないか。(作成者)
9. 質問 10「用語法」についての記載の中で、投資要素に関する部分で「今回の投資要素の定義の修正によって」とあるが、IASB としては定義を変えたつもりではなく、明確化したと思われるため、この部分の記載を修正した方がよいのではないか。(作成者)
10. 質問 10「用語法」についての記載の中で、投資要素に関する部分について、仮に保険料の返戻を定義することを要求すると、かえって意図せざる結果が発生する懸念があるので、この部分へのコメントは控えた方がよいのではないか。(作成者)
11. 質問 10「用語法」についての記載の中で、発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債の定義変更について、変更後の定義では、保険事故後で投資リターン・サービスまたは投資関連サービスがあるという場合に、1つのキャッシュフローが発生保険金に係る負債と残存カバーに係る負債の両方に該当してしまうことを懸念している。(作成者)

分析について聞かれた意見

各論

(修正 ED で基準の修正の提案が行なわれた項目)

質問 1 範囲除外-保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約

12. クレジットカード契約ではないが、クレジットカードが除外されることと同様の理由を有している(すなわち、保険機能を有している)という契約が他にもあるので、それについても検討して欲しい。具体的にはポストペイの電子マネーで、不正利用があった際の補償サービスが付いているものなどが範囲除外となるのではないか。(監査人)
13. IFRS 第 17 号から除外されると、カード契約全体に IFRS 第 9 号が適用されるように読めるが、クレジットカードには補償機能だけでなくカードサービスを提供している部分もあるので、当該サービス部分には IFRS 第 15 号が適用されるのではないのか。(監査人)

質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

14. プリンシプルベースに反対している訳ではないが、現状の記載では実務的に難しいので、ガイダンスが欲しい。エデュケーションマテリアルに入るだけでも理解は進むと思われる。(監査人)

質問4 保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収

15. スナップショットにおいて、再保険がコストになっているにもかかわらず、収益を認識する処理が行われる可能性がある点に懸念を持っている。(監査人)

質問10 用語法

16. 発生保険金に係る負債、残存カバーに係る負債の定義について基本的な定義は維持しつつも、保険事故後で投資リターンサービスまたは投資関連サービスがある場合は残存カバーに係る負債も許容できる形とするような修正が必要ではないか。(作成者)

(検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない項目)

集約レベル

17. B70 項に記載のとおり、IFRS 第 17 号が求める会計上の結果を達成する手法は複数あり、IASB として特定の手法を推奨することはしていないと理解している。一方、BC138 項では年次コホートについて簡便法があった際に、簡便法と年次コホートとで同じ会計上の結果となることを求めているものだと理解している。なお、本件に関しては、コメントレターで意見して欲しいという主旨ではない。(作成者)

再保険契約の境界内にあるキャッシュ・フロー

18. 元受契約が存在していない段階で、どのように再保険契約だけを正確に見積るのかという現実的な問題がある。また、IASB は本処理によって会計上のミスマッチが発生することはないと説明しているが、本当にそうなのか疑問をもっている。(監査人)
19. 元受契約でまだ認識していない CSM を再保険契約では認識して償却していくと会計上のミスマッチは発生するのではないか。またヘッジする目的(元受契約)がまずあり、それに対してヘッジ手段(再保険契約)があるという順番しか、受け入れられない感覚がある。(作成者)

全般

20. コメント提出に向けたスケジュールが極めてタイトになっている中、挙がっている様々な懸念についてはよく検討してコメントすべきものは入れてほしい。また意見が鋭く対立するようなところに関しても片方に言及してもう一方に触れない等でしこりが残ることがないように、コメント提出に向けて工夫してほしい。(オブザーバー)

以 上